

一般社団法人日本生薬学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本生薬学会と称する。
英文では、The Japanese Society of Pharmacognosyと表示する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生薬学に関する学術の進歩及び普及をはかり、生薬学関係者・会員の研究成果の発表及び研修をする機会を提供し、もって学術文化の発展に寄与すること並びに会員相互の支援、交流、連絡その他会員に共通する利益を図る活動を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会誌及び学術図書雑誌の刊行
(2) 学術講演会、講習会及び研究会等の開催
(3) 生薬学、薬業及び関連科学ならびに産業に関する調査
(4) 生薬学、薬業及び関連科学ならびに産業に関する研究の奨励、表彰
(5) 関連学会ならびに団体との連携及び協力
(6) 公益事業への協賛
(7) 会員相互の支援、交流、連絡その他会員に共通する利益を図る活動
(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び代議員

(構成員)

第5条 この法人は、以下の会員を以って構成する。

- (1) 正会員
 - (2) 賛助会員
 - (3) 名誉会員
 - (4) 永年会員
- 2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人または団体とし、個人会員、団体会員及び学生会員の区分を設ける。
 - 3 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した団体または個人とする。
 - 4 名誉会員は、この法人及び関連事業の発展に関し、特に功績のあった個人で、代議員総会で承認を経たものとする。
 - 5 永年会員は、多年にわたり正会員としてこの法人の発展に寄与した個人で、代議員総会の承認を経たものとする。
 - 6 この法人の会員は会員名簿に登録され、会誌の頒布を受け、また第4条の事業に参加することができる。

(会員資格の取得)

第6条 新たに正会員または賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出した上、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 名誉会員、永年会員は、会費を納めることを要しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
 - (2) 成年被後見人または被保佐人となったとき
 - (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
 - (4) 会費を滞納し、かつ催告しても会費を納入しないとき
 - (5) 除名されたとき
- 2 第1項の規定により会員資格を喪失しても、既納の会費は、これを返還しない。また、未納の会費がある場合は、これを納入しなければならない。
 - 3 代議員である正会員は、会員資格を喪失することをもって代議員資格を喪失する。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会が提案し、代議員総会の決議を経てこれを除名することができる。

- (1) この定款または規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉及び信用を傷つける行為があったとき

(代議員)

第 11 条 この法人には、代議員 1 名以上 80 名以内を越え、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- 2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。
- 3 代議員の選出については別に定める。
- 4 代議員の任期は選任の 2 年とし、再任を妨げない。ただし、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 5 代議員に欠員を生じた場合、補欠の代議員を選出する。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。補欠の代議員の選出については別に定める。
- 6 正会員は、次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 一般法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 一般法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

第 4 章 代議員総会

(構成)

第 12 条 代議員総会は、すべての代議員を持って構成する。

- 2 代議員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 役員等の報酬等の額の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 名誉会員、永年会員の承認構成
- (8) 会費の決定
- (9) その他代議員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時代議員総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時代議員総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総代議員数の5分の1の代議員から、代議員総会の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第15条 代議員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び内容、日時ならびに場所を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 代議員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その代議員総会において、出席した代議員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 あらかじめ通知された議案について書面もしくは電磁的方法で表決、または他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

(定足数)

第18条 代議員総会は、総代議員数の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面もしくは電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(会員の出席)

第 19 条 代議員でない正会員、名譽会員及び永年会員は、代議員総会に出席し意見を述べることができる。

(決議)

第 20 条 代議員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 合併契約の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の 4 分の 3 以上の多数をもって行う。

- (1) 解散及び残余財産の処分

第 21 条 理事または代議員が、代議員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について代議員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 22 条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事 2 名は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 23 条 この法人には、次の役員を置く。 理事 5 名以上 26 名以内
監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、3 名を常務理事とする。
- 3 会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 副会長及び常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回

以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の選任、会長等の選定)

第 24 条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は別に定める方法により候補者を選出し、理事会の決議によって選任する。
- 3 監事は、当法人またはその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事または監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、(登記事項証明書等を添え)遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところによりこの法人を代表し、この法人の会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に不測の事態が生じた場合は、その業務に関わる職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 会長は、代議員総会の承認を得て会員の中から監事(2 名以内)を委嘱する。監事は本会の会計を監査する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 27 条 会長及び副会長の任期は、定時代議員総会の終結までの 1 年とする。

- 2 理事の任期は、定時代議員総会の終結までの 1 年とし、再任を妨げない。
- 3 監事の任期は、定時代議員総会の終結までの 1 年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事及び監事にこの法人の役員としてふさわしくない行為があった場合は、その任期中であっても、代議員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事・監事の賠償責任)

第 30 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第 31 条 この法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事(理事または監事であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第 32 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経てこれを委嘱し、その任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
3 顧問は、会長、副会長の諮問に応じ、または理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての役員をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他、理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第 35 条 理事会は、原則として年 3 回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は、臨時に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第 1 項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び、決算については、毎事業年度終了後、会長が次

の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時代議員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 役員名簿
 - (3) 役員の報酬などの支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剩余金の分配の禁止)

第42条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、第20条第2項に規定する代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、第20条第3項に規定する代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、第20条第3項に規定する代議員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章 支部及び委員会

(支部及び委員会の設置)

第 47 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、支部及び委員会を置くことができる。

2 支部及び委員会に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 48 条 この法人の事務を処理するため事務局を設ける。

2 この法人は会務を処理するため、理事会の議を経て事務嘱託をおき、手当を支給することができる。

第 12 章 補則

(細則)

第 49 条 この定款施行についての細則及び細則の変更は、理事会の決議を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第 50 条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人成立日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 51 条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	小林 資正
設立時理事	木内 文之
設立時理事	三巻 祥浩
設立時代表理事	小林 資正
設立時監事	鳥居塚 和生

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第 52 条 設立時社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

住所 大阪府箕面市
氏名 小林 資正
住所 東京都板橋区
氏名 木内 文之
住所 東京都八王子市
氏名 三巻 祥浩
住所 東京都台東区
氏名 鳥居塚 和生

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

附則

1. この定款の変更は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。平成 27 年度の事業年度は、平成 27 年 3 月 27 日から平成 28 年 1 月 31 日までとする。
2. この定款の変更は、令和 6 年 3 月 16 日から施行する。